**１．留意事項**

　　　変更届が必要な事項

　　　・許可を受けた麻薬小売業者のうち、いずれかの麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。

　　　　（移転、経営者変更等により業務を廃止し、新たに免許をとり直した場合も含む。）

　　　・許可を受けた麻薬小売業者のうち、いずれかの麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。

　　　・許可を受けた麻薬小売業者のうち、いずれかの麻薬小売業者の氏名（法人にあっては名称）、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、麻薬業務所の名称等に変更を生じたとき。

・代表者に変更が生じたとき。（許可の有効期間中に新たに代表者を置く場合及び代表者を置かないこととした場合も含む。）

**２．記載上の注意**

（１）「許可年月日」欄には、麻薬小売業者間譲渡許可の許可年月日を記載してください。

（２）「許可番号」欄には、麻薬小売業者間譲渡許可の許可番号を記載してください。

（３）「変更・免許の失効を生じた麻薬業務所」について、「変更前」欄にはすべて記載してください。「変更後」欄には、変更した事項のみを記載し、「変更・免許の失効の事由及びその年月日」欄には、具体的な理由及び事由の生じた日を記載してください。

（４）許可の有効期間中に代表者を変更する場合は、「変更前」欄に変更前の代表者氏名及び麻薬小売業免許番号を、「変更後」欄に変更後の代表者氏名及び麻薬小売業免許番号を記載して、「変更・免許の失効の事由及びその年月日」欄に代表者を変更する旨を記載してください。

許可の有効期間中に代表者を置く場合は、「変更前」欄に斜線を引き、「変更後」欄に代表者氏名及び麻薬小売業免許番号を記載して、「変更・免許の失効の事由及びその年月日」欄に代表者を新たに置く旨を記載してください。

許可の有効期間中に代表者を置かないこととした場合は、「変更前」欄に代表者氏名及び麻薬小売業免許番号を記載し、「変更後」欄に斜線を引いて、「変更・免許の失効の事由及びその年月日」欄に代表者を置かないこととした旨を記載してください。

（５）麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得た上で、代表者のみが届け出る場合には、「□　当該許可を受けた他の麻薬小売業者全員の同意を得ている。」にチェックを入れてください。

（６）届出者の「住所・氏名」欄には、個人の場合は現住所・個人名を記載し、法人の場合は登記された本社の所在地・法人の名称・代表者の氏名を記載してください。

（７）届出者の欄が不足する場合は、別紙（別紙様式５）を使用してください。なお、届け出るすべての麻薬小売業者が１枚の用紙に記載する必要はなく、１枚に１件の麻薬小売業者のみ記載したものをとりまとめて提出しても差し支えありません。その場合、空欄には、斜線を引いてください。

**３．必要書類**

（１）許可を受けたすべての麻薬小売業者の麻薬小売業者間譲渡許可書

（２）当該変更が生じたことがわかる書類（戸籍抄本など）

**４．提出方法等**

（１）提出方法

　　　　麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者のうち、代表者を置いた場合は代表者が、代表者を置かない場合は任意の者がとりまとめ、代表して提出してください。また、とりまとめて提出する担当者の氏名・電話番号等を「連絡先」欄に記載してください。

（２）提出先

　　　　代表して提出する麻薬小売業者の業務所の所在地を所管する窓口に提出してください。

（３）提出部数

　　　　正本：１部

　　　　副本：許可を受けている麻薬小売業者の数と同じ部数

　　　　※例えば、５件の麻薬小売業者をグループとして許可を受けている場合は、

　　　　　「正本１部」と「副本５部」を提出してください。

　　　　　なお、副本とは、申請書のコピー（白黒で可）のことです。